

# 秋田県版GAP（農業生産工程管理）

管理点と適合基準  
【秋田県版GAPチェックシート】

（大豆・そば）

秋田県農林水産部

農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」対応

## 秋田県版GAPその他作物（食用（大豆・そば））

○ポイント ●留意事項等

作業		管理点（点検項目）		適合基準		確認欄	
No.	管理項目	対応事項	確認書類・証票等	取組例、確認、対応方法など			
① 準備 段階	1	使用する肥料、農薬は、登録あるいは届け出されたものであるか確認していますか。	無登録の肥料や農薬、肥料や農薬の効果をうたっている登録を受けていない資材等の使用は、肥料取締法及び農薬取締法で禁止されている。	生産履歴 作業日誌 JA取引明細（納品書・請求書）等	○生産履歴記帳においてJA外から購入した資材の購入先を明確にし、区分記帳されている。 ●ただし、JAは購入先、内容等の詳細の把握に努める。 ●国内での使用が認められた農薬は必ず登録があるので、使用前に農林水産省の登録番号があることを確認し、登録された農薬を使うよう指導する。	□	
	2	肥料、農薬を除くその他の資材について、成分・特性・使用方法・製造方法の情報などから安全性について検討していますか。	農産物の汚染につながらないように、農業生産に関する資材について安全性を確認する。	栽培暦 栽培基準	○購入先・入手先を把握し、販売元から、証明書等を入手している。 ○「その他の資材」としては、土壌改良資材、培土、袋等、様々なものが考えられる。成分・特性・使用方法・製造方法を把握している。 ●堆肥の成分等については、「堆肥は肥料」という位置づけでの指導に現在変わっている。化成肥料の肥料成分と同様に考慮して使用を指導する。	□	
	3	作物残渣は、堆肥や飼料として利用したり、銚き込んだりして、野焼きせず適切な処理をしていますか。	周辺住民への迷惑防止と環境に対する負荷軽減のため、稲わらやもみ殻を再利用し、野焼きなどの不適切な処理を避ける。	栽培暦 栽培基準	○栽培履歴の確認、巡回指導による確認や生産者へのヒアリングにより確認する。 ●野焼き防止など廃棄物の適正処理の徹底を図る。 ●県条例で野焼き禁止期間（10月1日～11月10日）があり、毎年、違反する事例が見受けられ苦情もきている。農業者が意識すべき事項であるので周知徹底を図る。（禁止期間以外でも野焼きはしないこと）	□	
	4	機械・装置・器具等の点検、整備を行い、適切な維持、保管をしていますか。	農作業を安全に行い、労働安全を確保するため、機械等の点検・整備を行った適切な維持管理をする。	作業日誌 機械・装置・器具等の整備記録 整備を外部（整備サービス等）に委託している場合は、整備伝票等	○作業日誌で、改造や事故につながるような不適切な使用方法をしていない。 ●肥料・農薬等の散布機及び動力機械は、年1回以上の点検・整備を行い、整備不良による労働事故、農産物汚染、土壌汚染につながる恐れのあるオイル漏れ、液漏れを防ぐよう徹底する。	□	
	5	作業機械の使用に当たっては、取扱説明書の内容をよく理解し、安全に留意していますか。	作業機械の使用について安全に十分注意し、労働安全の確保に努める。	作業日誌 取扱説明書	○農業者自身による確認の場合 取扱説明書に記載されている安全に行うための操作・装着の方法等を読んで理解していると自覚していること、さらに、取扱説明書があること（すぐに取り出せること）。 ○JA等第2者・第3者による確認の場合 取扱説明書を農業者自身が分かる場所においてあることを確認し、基本的事項を2、3点質問して理解し、もしくは実行している。	□	

		管理点 (点検項目)		適合基準		確認欄	
作業	No.	管理項目	対応事項	確認書類・証票等	取組例、確認、対応方法など		
	6	栽培に関わる資材 (種子、肥料、農薬、その他資材) について、購入伝票や納品書等を保存していますか。	生産履歴や農産物の安全性の根拠として、資材の購入伝票や納品書等の資料を保管する。	購入伝票 納品書	○JAから購入した場合は、仮に紛失しても取引明細や供給リストで確認が可能。 ●過去の作物生産活動の内容が確認できるよう、種子、苗、肥料・農薬の購入伝票等を保存する。	<input type="checkbox"/>	
	7	研修会参加やパンフレットなどにより情報を収集していますか。 栽培暦・栽培基準を読み、理解して取り組んでいますか。	様々な情報を収集し、より安全で効率的な栽培を実施する。 環境への負荷軽減や効率的な経営のため、地域等の栽培暦や栽培基準を理解し、肥料の過剰施用や農薬の過剰使用を避ける。	各種研修会の資料綴り 技術資料綴り	○研修会資料やパンフレットをすぐに取り出せる場所に保管されている。 ○実践する栽培体系が栽培基準に合致しているかを確認する。また、合致しないとするれば、どのような理由等があるかの取り組みなのかを確認する。	<input type="checkbox"/>	
	8	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりを行っていますか	農薬による病害虫・雑草の防除を行う前に、作物の栽培方法全体を見渡し、病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を作ることによって、農薬の使用機会そのものを必要最低限にする努力が重要。	生産履歴 作業日誌	○発生源植物の除去、抵抗性品種の導入、輪作体系の導入、ほ場及びほ場周辺の清掃等による病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりを一つ以上行っている。	<input type="checkbox"/>	
	9	ほ場の位置、面積、ほ場履歴等を台帳等に記録、保存していますか。	農業生産の基本情報として、ほ場の位置や面積等を把握する。葉害や過剰生育等の防止のため、ほ場の栽培履歴も記録保存する。	野帳 ほ場地図 生産履歴	○ほ場の位置、面積について野帳で確認する。 ○水田台帳の作目で確認する。 ○面積、地番等記載されているほ場地図がある。	<input type="checkbox"/>	
	10	堆肥や稲わらなど、有機物施用による土づくりを行っていますか。	土壌の物理的、化学的及び生物的性質を良好に保ち、養分を作物へ持続的に供給するため、土づくりを行う。	生産履歴 作業日誌 栽培暦	○成分保証がある堆肥を施用しているか、JAの土づくり指針に沿った資材を施用している。 ○特別栽培、減化学肥料栽培など環境に配慮した栽培に取り組んでいる場合は必ず確認する。 ○慣行栽培の場合であっても、土壌改良のために堆肥を施用する場合は必ず確認をする。	<input type="checkbox"/>	
	11	堆肥など施用する有機物の素材を確認するとともに、適切に堆肥化されたものであることを確認し、汚染につながらないことを確認していますか。	施用する有機物の組成を確認し、農産物の汚染につながらないように衛生管理を行う。	作業日誌 生産履歴 証明書	○JA等から供給される堆肥が十分に熟成されたものであることが証明されている。 ○堆肥を自給でまなかっている場合は、マニュアルや農水省が示すガイドライン等に沿った堆肥づくりを行っている。 ○重金属等が含まれていないか、未熟ではないか等を確認する。	<input type="checkbox"/>	

作業	No.	管理点 (点検項目)		適合基準		確認欄
		管理項目	対応事項	確認書類・証票等	取組例、確認、対応方法など	
(2) 種子	12	種子消毒用の廃液は、ルールに従って処理していますか。	環境への負荷軽減や周辺作物への影響を考え、種子消毒用の廃液はルールを確認し、中和処理などを行い処分する。	作業日誌	<p>○廃液の処分は、JAの指導等に基づき行っている。</p> <p>①廃液そのものを直接、廃液処理業者に委託</p> <p>②処理プラントなど本格的な廃液処理装置を導入して処理</p> <p>③イレートキット (簡易廃液処理キット) を活用した簡易処理</p> <p>④微生物資材に特化した処理</p> <p>《水稻種子消毒廃液処理方法改訂等Ⅲ版より》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃液の保管場所を決めているか。</li> <li>・廃棄物の処理を委託した業者を日誌に記載する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	13	購入種子の保証書を保管していますか。	クレームや事故対応等のため、購入種子の保証書を保管する。	購入伝票	○購入した種子の保証書を保管している。	<input type="checkbox"/>
	14	種子消毒は薬剤の使用回数・使用量等を守って行っていますか。	安全な農産物の確保のため、過剰な種子消毒は避け、使用回数や使用量等を守る。	生産履歴 作業日誌	<p>○購入した種子について、①有効成分、②使用回数を記載し遵守している。</p> <p>●農業の使用都度、容器又は包装について以下の表示内容を確認し、表示内容を守って農業を使用する。</p> <p>①農業を使用できる農作物</p> <p>②農業の使用量</p> <p>③農業の希釈倍率</p> <p>④農業を使用する時期 (収穫前の使用禁止期間)</p> <p>⑤農作物に対して農業を使用できる回数 (使用前に履歴、日誌等を確認)</p> <p>⑥農業の有効期限 (期限を過ぎた農業は使用しない)</p> <p>⑦農業の使用上の注意</p>	<input type="checkbox"/>
	15	病害虫に抵抗性のある品種選定など、地域での生育特性が把握された品種であることを確認していますか。	安全な農産物の確保及び環境への負荷軽減のため、農業の使用機会を必要最低限にする努力を行う。	生産履歴 作業日誌	<p>○講習会等で栽培する作物の品種特性の情報を収集、理解している。</p> <p>●品種毎に栽培適地は異なるので、栽培指針等を遵守する。</p>	<input type="checkbox"/>
(3) 栽培管理	16	農業は肥料、土づくり資材、農産物、種苗、梱包材などと接触しないよう、流れ出ないよう適切に保管していますか。	安全な農産物の確保及び環境への負荷軽減、周辺作物への影響がないように、農産物や他の資材と隔離して保管する。		<p>○農業の保管状況について、次に掲げるようなことが実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管場所 (倉庫など) の整理整頓が出来ているか。</li> <li>・農業、肥料など資材毎に分類して保管しているか。</li> <li>・地面や床から離して置いているか。</li> <li>・農業の場合、液剤、粒剤を分類して保管庫等に保管しているか。</li> <li>・農業と他のものを区別して保管しているか</li> <li>・仮に農業が流れ出した際に、他のものに接触しないような管理状態か。</li> <li>・劇物は鍵のかかった保管庫で保管されているか。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

管理点 (点検項目)		適合基準		確認欄		
作業	No.	管理項目	対応事項		確認書類・証票等	取組例、確認、対応方法など
	17	農薬は、ほ場毎に防除指針、生産基準または農薬ラベルに記載されている薬剤、使用量、使用法を守り、必要量だけ秤量し、使用残がないように散布していますか。	農薬の使用の都度、容器や包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用することが農薬取締法で義務づけられている。環境への負荷軽減のため、表示されている使用量と散布面積を確認し、散布液を調製する。	生産履歴 作業日誌	○栽培暦や防除指針等の内容を遵守しているか、生産履歴により確認する。 ●農薬の使用都度、容器又は包装について以下の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用する。 ①農薬を使用できる農作物 ②農薬の使用量 ③農薬の希釈倍率 ④農薬を使用する時期（収穫前の使用禁止期間） ⑤農作物に対して農薬を使用できる回数（使用前に履歴、日誌等を確認） ⑥農薬の有効期限（期限を過ぎた農薬は使用しない） ⑦農薬の使用上の注意	<input type="checkbox"/>
	18	農薬のドリフトの危険性について把握していますか。	適用作物以外に農薬を使用してはならないことが農薬取締法で義務づけられており、周辺作物への適用外使用を防止する。		○散布ほ場を含む周辺ほ場で栽培されている作物を把握し、農薬のドリフトの危険性を認識している。 ●農薬を散布する時は、農薬の飛散による周辺作物への影響を低減するために以下の点に留意する。 (取組例) ・周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等についての情報提供・農薬を使う際には、病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布を実施する。 ・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯で散布する。 ・風向きを考慮したノズルの向きを決定する。 ・飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具を選択する。 ・緩衝地帯を設ける 等	<input type="checkbox"/>
	19	ドリフトの少ない剤型への変更や強風時に散布を行わないなど、農薬の飛散低減対策を行っていますか。	適用作物以外に農薬を使用してはならないことが農薬取締法で義務づけられており、防除方法や剤型の選択により周辺作物への適用外使用を防止する。	作業日誌	○緩衝地帯や防風ネットを設ける等の対策を取っている。 ○風力・風向、散布方向・散布位置に注意して散布している。 ○飛散しにくい剤型(粒剤等)の農薬を使用している。	<input type="checkbox"/>
	20	農薬は規則に従って保管し、保管庫には鍵がかかっていますか。	農薬の危害や被害防止のため、農薬は適正に保管する。特に毒物及び劇物については、鍵のかかった保管庫で管理する。		○農薬保管庫の管理状況について、以下に掲げる事項が実施されている。 ・施錠できる農薬保管庫を整備し、保管庫に保管しているか。 ・施錠用の鍵は実際に使用する者以外の者が扱えないよう厳重に管理しているか。 ・液剤、粒剤を分けて管理しているか。 ・農薬以外の薬剤等の資材が混在していないか。 ・保管庫周辺に可燃物が置かれていないか。	<input type="checkbox"/>

管理点 (点検項目)		適合基準			確認欄	
作業	No.	管理項目	対応事項	確認書類・証票等		取組例、確認、対応方法など
	21	有効期限を過ぎた農薬や使用禁止となった農薬は、公認ルートで処分していますか。	環境への負荷軽減や農薬取締法の遵守のため、有効期限を過ぎた農薬や使用禁止となった農薬は、農薬メーカーへの処分委託や産業廃棄物として処分委託等の適正な処分を行う。	作業日誌	<ul style="list-style-type: none"> <li>○以下に掲げるとおりに農薬の処分を行っている。</li> <li>・資格を有する産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託している。</li> <li>・最終有効年月期限が切れた農薬は、別の場所で保管・管理し、JA等の回収時に処理する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	22	農薬散布は適切な防護服で行い、散布後は洗浄していますか。	農薬散布時の作業者の安全確保のため、その農薬の使用方法に対応した防護服等を着用する。	防除時の服装や保護具の着用、保管について自己確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農薬ラベルに指示された防護服及び保護具（防護メガネ・防護マスク・ゴム手袋・ゴム長靴等）の着用が必須であるが、防護服については、長袖の服やズボンなど肌が露出していない状態で作業している。</li> <li>○防護服を着用後に他の服と分別し、毎回洗浄している。</li> <li>○破れたり、傷んでいる防護服は、新しく替えている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	23	使用した肥料、農薬に関する内容を記録し、保存していますか。	安全な農産物の根拠として、生産履歴として肥料や農薬の使用状況を記録保存する。	受払簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>○購入した肥料・農薬について、①在庫台帳（最終有効年月日・入出庫記録等）の記帳、②台帳で開封済・未開封の管理がされている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	24	散布後に残った農薬は適切に処理しており、使用した農薬散布機は、十分に洗浄し、容器やホース内に農薬が残留していませんか。	ドリフト等による農産物の汚染につながらないよう、防除器具等は使用後に十分洗浄し、次の農薬散布に備える。	作業日誌 農薬散布使用後の防除器具等の自己確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農薬散布機は、使用前に器具に農薬が残留していないか、使用後には器具を必ず洗浄しているかを自己点検している。</li> <li>○地元地方公共団体の指導に従っているか、また、指導が無い場合は、既定の散布量を超えない範囲で散布むらの調整に使用している。</li> <li>○自分の管理する土地で、農作物や水源に危害が及ばない非耕作地で処理している。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	25	肥料や土づくり資材は、ほ場毎に生産基準、栽培暦等にもとづいて施用していますか。	栽培暦や栽培基準等に基づき、環境への負荷軽減や効率的な農業経営のため肥料や土づくり資材の過剰施肥をしない。	生産履歴 作業日誌	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生産基準、生産履歴、作業日誌で確認する。</li> <li>●作物は、施用された肥料成分のすべては利用できないため、肥料成分の一部は環境中に溶脱、流亡または揮散する。過剰となるような肥料成分量は投入しない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	26	栽培ほ場は透水性に配慮して、土壌の浸食、流亡を防止しながら、適正水分を保持できるように排水対策等に留意したほ場になっていますか。	健全な作物の栽培のため、降雨や強風等により作土層が失われないようほ場の整備を行う。栽培作物に適した透水性に配慮し、排水対策等の整備を行う。	現地での自己確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な排水対策を講じているか、現地確認して効果が確認できる。</li> <li>●明渠、暗渠等による排水対策を講じている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

作業	管理点 (点検項目)		適合基準		確認欄	
	No.	管理項目	対応事項	確認書類・証票等		取組例、確認、対応方法など
	27	病虫害防除は農薬と他の防除手段を組み合わせて、発生予察情報を活用し効果的に行うとともに、鳥獣害を引き寄せない取組を行っていますか。	病虫害や鳥獣害が発生しにくい栽培環境を整え、病虫害や鳥獣害の発生状況を把握して防除の必要性を判断する。防除にあたっては農薬や他の防除手段を適切に組み合わせる等効果的・効率的な防除を実施する。	発生予察情報	<p>○自分のほ場における病虫害や鳥獣害の発生状況を的確に把握しているか。そしてそれにあつた対策が講じられている。</p> <p>○栽培、防除講習会等における指導に即した防除が行われている。</p> <p>○JAの防除暦は、耕種的防除法等組合せながら、発生情報に併せた防除体系となっているか確認する。</p>	<input type="checkbox"/>
	28	肥料、農薬の受払簿を整理していますか。	肥料、農薬の適切な保管を行うため、保管残量が分かるように受払簿を作成し管理する。	受払簿	<p>●肥料・農薬の受払簿（管理簿）を整備し、購入日、使用量、有効期限などの内容を記帳し管理する。また、作業内容を作業日誌、生産履歴に記帳する。</p>	<input type="checkbox"/>
	29	コンバインなどの清掃を行い、収穫の際に他品種が混じらないように注意していますか。	農産物の品質や評価を下げないため、異品種の混入を防止する。	作業日誌	<p>○清掃作業を行った日付、内容を作業日誌に記帳されている。</p>	<input type="checkbox"/>
④ 収穫・乾燥・調製	30	乾燥・調製作業（選別、計量・袋詰め）の前後や他品種との入れ替え前に各設備の清掃を行っていますか。	農産物の品質や評価を下げないため、異品種の混入を防止する。	作業日誌	<p>○設備で行った作業の日付、内容を作業日誌に記帳されている。</p> <p>●選別機等の直接大豆・そばが触れる農機具については使用前後の点検・清掃を徹底する。</p> <p>●異物やゴミが混入しないよう作業場を清掃する。</p> <p>●床にこぼれた大豆・そばは選別機等に再投入しない。</p>	<input type="checkbox"/>
	31	乾燥・調製作業の前後に各設備の整備・点検・故障箇所の修理を行っていますか。 燃料は適切に管理していますが	効率的な作業の実施及び作業者の安全確保、温室効果ガスの排出量を減少させるため、各設備の点検や整備を実施する。	作業日誌	<p>○農業者自身が点検等を行う場合は、作業日誌に日付、作業内容を記帳されている。</p> <p>JA農機センターで行った場合は、修理・点検の明細等で確認可能。</p> <p>○燃料について、以下取り組みを確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 燃料の保管場所は火気厳禁となっている。</li> <li>② 燃料の保管場所には危険物表示がされている。</li> <li>③ ガソリンの保管は、金属製容器を使用し、静電気による火災を防いでいる。</li> <li>④ 燃料の保管場所には、消火設備・消火器が配置されている。</li> <li>⑤ 燃料もれがない。また、燃料もれに備えた対策が実施されている。</li> </ol>	<input type="checkbox"/>

作業	管理点 (点検項目)		適合基準		確認欄		
	No.	管理項目	対応事項	確認書類・証票等			取組例、確認、対応方法など
	32	ほ場毎の収穫日や収穫量を生産履歴に記帳していますか。	出荷した農産物の安全性の根拠として、ほ場毎の収穫日や収穫量を生産履歴として記帳・保管する。	生産履歴 作業日誌	○記帳終了後に回収し、確認する。	<input type="checkbox"/>	
	33	作業中は石・虫・髪の毛等の異物が入らないような対策をとっていますか。			○作業場の清掃や整理整頓、作業に関係の無い資材等が置かれていないか、作業前に確認している。	<input type="checkbox"/>	
	34	適期収穫を行っていますか。	品質のよい農産物の確保と省エネルギー化のため、適切な水分での収穫を行う。	作業日誌	○作業日誌により確認する。 ●栽培暦・基準等により周知徹底する。	<input type="checkbox"/>	
	35	倒伏や病害虫による被害粒、高水分の殻粒を仕分して収穫、乾燥、調製、出荷していますか。	品質のよい農産物の確保や衛生的な取り扱い、省エネルギー化のため、籾の水分や被害籾を分けて乾燥調製する。	作業日誌	○作業日誌により確認する。 ●栽培暦・基準等により周知徹底する。 ●倒伏し泥がついたものや、病害虫にあったものは、区分して乾燥を実施する。	<input type="checkbox"/>	
	36	収穫後、速やかに乾燥作業を開始していますか。	品質の良い農産物の確保と衛生的な取り扱いのため、速やかに乾燥作業を開始する。	作業日誌	○作業日誌により確認する。 ●収穫後、高水分のまま長時間放置するとカビの発生や蒸れによる変質、さらに大豆ではしわ粒等の発生の原因となるため、収穫後は速やかに乾燥作業を開始する。	<input type="checkbox"/>	
	37	共同乾燥調製貯蔵施設において、適正な管理・運営を行い、施設の管理者とオペレータ等の責任分担を明確化していますか。	施設における事故防止と効率的な運営を行うため、管理者とオペレータが責任・役割分担する。	作業日誌	●施設の管理運営体制を整備し、過剰な荷受けに伴う翌日の荷受けの停止等の判断については、施設の管理者が責任を持って判断するなど、施設の管理者とオペレータとの責任分担を明確にする。 ●施設の操作や異常事態への対応には、乾燥理論に基づく豊富な知識と適切な判断が求められることから、施設の管理者は、研修の実施等によるオペレータの資質の向上に努める。	<input type="checkbox"/>	
	5 出荷	38	作業舎や格納庫等の各種施設の点検や故障箇所の修理（雨漏り等）を行っていますか。	衛生的な生産物を出荷するため、清潔な作業施設等で農作業を行う。	作業日誌	○生産者が所有する施設の点検実施と結果を記載していれば可とする。ただし点検した結果、修理が必要となった場合は、作業を実施し改善されたことが記載されていることが必要である。 ●蛍光灯は要注意。蛍光灯が割れ、破片が混入し出荷停止になった事例がある。	<input type="checkbox"/>
39		出荷日毎に生産ほ場が分かるようになっていますか。	出荷した農産物の安全性の根拠として、出荷する農産物の生産ほ場を把握する。	作業日誌 生産履歴	○作業日誌への記載により確認する（ほ場Noが入っている） ○ほ場Noごとの整理票がある。	<input type="checkbox"/>	



		管理点 (点検項目)		適合基準		確認欄	
作業	No.	管理項目	対応事項	確認書類・証票等	取組例、確認、対応方法など		
	40	出荷先・検査日・検査数量を記録、保存していますか。	出荷した農産物の安全性の根拠として、出荷先や農産物の検査日、検査数量を把握し、記録保存する。	生産履歴 作業日誌	○生産履歴、作業日誌に必要な事項を記載し保存している ●記録事項は、以下の①から⑦。また、上記以外にも⑧の記録を作成し保存するよう努める。 ①名称 ②産地 ③数量 ④年月日 ⑤相手方の氏名又は名称 ⑥搬入又は搬出した場所 ⑦用途限定米穀についてはその用途 ⑧保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項	<input type="checkbox"/>	
	41	農産物検査法に基づく検査を受検していますか。	明確な生産物の内容表示のため、農産物検査法に基づく検査の受検が必要である。	検査通知書	○検査通知書等がある。	<input type="checkbox"/>	
	42	異品種の混入がないように、荷受けの際、置き場所を区別したり、集荷や作業のスケジュール等を調整していますか。	生産物の品質や評価を下げないため、異品種が混ざらないようにする。効率的な出荷を考え、作業のスケジュール等を調整する。	作業日誌 荷受計画書	○CE利用の場合は、荷受計画に基づき集荷を行っているのを確認となる。 ○MR C等を活用する場合、荷受場所の明示や作業スケジュール等がある。	<input type="checkbox"/>	
	43	認証を受けた大豆・そばを区分できるように、出荷する袋に対策を講じていますか。	栽培方法の異なる生産物を区分して出荷するため、袋や保管場所等に対策を講じる。		●特別栽培農産物認証を受けた大豆・そばの栽培に取り組む場合は、出荷用玄米袋の区分管理を行う。	<input type="checkbox"/>	
	44	昆虫・鳥・小動物が施設内に侵入しないように努めていますか。	衛生的な生産物を出荷するため、清潔な作業施設等での作業が必要であり、生産物のお荷に影響の及ぶような小動物等の侵入を防止する。		○倉庫施設等への小鳥（スズメ等）や小動物（ネズミ等）が侵入しないよう対策を講じている。	<input type="checkbox"/>	
(6) 管理全般に関する基準	45	農産物の取引等に関する記録について、一定の期間保存していますか。 ① 産物の取引等に関する記録については1～3年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定）、ただし、米穀等の取引等に関する記録については原則3年間（法律上）。 ② 大豆・そばの取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	産物の出荷及び出荷以外に関する情報を農産物の流通実態に合わせた期間保存する。（流通実態に合わせた保存期間の設定が困難な場合は1～3年を参考に設定する）。ただし、米穀等の取引等に関する記録の保存期間は3年間と法律にて定められている。	年度別出荷記録、 出荷伝票等の簿冊	○出荷伝票等の書類を保管し、かつ、法律で定められている保存期間管理されている。	<input type="checkbox"/>	

作業	No.	管理点 (点検項目)		適合基準		確認欄
		管理項目	対応事項	確認書類・証票等	取組例、確認、対応方法など	
	46	農場から出るゴミは適切に処理していますか。特に肥料袋、農業の容器などの廃プラスチックは、適切に廃棄していますか。	農業生産に伴う廃棄物の適正な処理は、法令で義務づけられている。環境への負荷軽減や温室効果ガスの排出量を減少させるため、ゴミの種類に応じた適正な廃棄を行う。	作業日誌	○資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託し、契約書等がある。 ●農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却は法令で禁止している。 ●マニフェスト（産業廃棄物管理票）は保管しておくこと	<input type="checkbox"/>
	47	個人で出荷及び販売を行う場合は、JAS法等各関係法令に基づいた適正な表示が行われていますか。	明確・正確な生産物の内容表示のため、JAS法等各関係法令に基づいた適正な表示を行う。	適正表示しているか否か自己確認	○JASに出荷している場合は、適正に表示されているものとする。	<input type="checkbox"/>
	48	農業者自らが開発した技術・知的財産（ノウハウ）に関する保護・活用について、適切に対応していますか。登録品種の種苗を適切に使用していますか。	生産者の開発した技術について、その内容の文章化や秘密事項の管理規定等を設け、保護活用する。許諾の必要な品種の種苗については、許諾を得て栽培している。	種苗の購入伝票	○新技術等を導入する場合、その技術等の技術・知的財産権についてJASや普及指導員等に確認している。 ●農業者への情報提供、意識高揚、取得支援が必要である。 ●「農業の現場における知的財産取扱指針」では、農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用の取組として次の例を示している。 （取組例） ・活用手段決定前の段階における技術内容等の秘匿 ・活用手段の適切な選択（権利化、秘匿、公開） ・技術内容等の文書化 ・秘密事項の管理規程の整備 等 ○品種の履歴・自家増殖の有無を確認。	<input type="checkbox"/>
	49	食品を生産しているという意識を常に持っていますか。	安全な生産物の出荷のため、食品を生産しているという意識を持つ。		○食品を生産しているという意識がある。 ●食品を生産しているという意識にたつと食品衛生の観点から「手を洗う」とか「清掃する」といったことを自ずと実施するようになるので意識啓発に努めること。	<input type="checkbox"/>
	50	農場から出る有機物はリサイクルに心がけていますか。	農業生産に伴う廃棄物の適正な処理は法令で義務づけられている。環境への負荷軽減や温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を減少させるため、リサイクルを心がけたゴミの処理を行う。	作業日誌	○病気のまん延となるリサイクルはしないこと。可能な限りでリサイクルを心がけている。 （取組例） ・ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用する（ほ場に還元）。 ・堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途へ仕向ける。	<input type="checkbox"/>

		管理点 (点検項目)		適合基準		確認欄	
作業	No.	管理項目	対応事項	確認書類・証票等	取組例、確認、対応方法など		
	51	適切に休憩時間をとり、健康な状態で作業していますか。  安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管をしていますか。	農作業による事故防止のため、適宜休憩時間を設ける。 作業に応じて、ヘルメット・帽子・保護めかき・防塵マスク・袖口の締まった服装、帽子等の着用をしている。	作業日誌 秋田県版GAPチェックシート	○農作業安全を確保するため、以下に掲げるような取組を行っている。 (取組例) ・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ・未熟な農業者に対する熟練者による指導 ・準備体操や整理体操の実施 ・1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ・定期的な健康診断の受診等 ○保護具等が保管されており、使用されていけば可とする。	<input type="checkbox"/>	
	52	毎年、健康診断を受けていますか。	農作業による事故防止のため、生産者の健康状態を把握する。	健康診断表	○健康診断書結果通知表がある。 ○要再検診とされた場合は、結果に基づき再検診を受け必要な対応をしているか確認する。	<input type="checkbox"/>	
	53	事故に備えた保険等に加入していますか。	作業者の事故に備え、労災保険や任意保険へ加入する。	保険証書	○保険・共済の証書が保管されている。	<input type="checkbox"/>	
	54	事故や緊急事態の対応手順、連絡先、医療機関を表示していますか。	農業生産に伴う事故や事件の発生の際、緊急に対応できるように対応手順等を明確化しておく。		○自宅、作業場の目につく場所に連絡先が掲示されている。 ●ほ場で作業を行う場合は、携帯電話を所持し、緊急時の連絡等に備える。	<input type="checkbox"/>	
	55	潜在的な危険について、目立つところに明確な警告標識を掲示していますか。	農業者の安全確保のため、危険箇所については明確な表示をし、事故防止に努める。		○目立つところに明確な警告標識を掲示している。 【例】・灯油等のタンク周辺の「火気厳禁」 ・作業場への「関係者以外立入禁止」 ・機械周辺の「危険」や「頭上注意」等	<input type="checkbox"/>	
	56	各種研修会で食の安全・安心の確保に関する研修を受講していますか。	安全・安心な生産物の出荷のため、生産者が安全安心な栽培を意識する。	作業日誌 研修会資料綴	○各種研修会資料、作業日誌で確認する	<input type="checkbox"/>	
	57	各種検査を実施した場合、その結果を保存していますか。	安全な生産物の証明のため、農薬残留分析や土壌分析等を実施した場合、その結果を保存する。	検査結果綴	○検査結果通知等の保管を確認する。	<input type="checkbox"/>	

管理点(点検項目)		適合基準		確認欄		
作業	No.	管理項目	対応事項	確認書類・証票等	取組例、確認、対応方法など	
	58	農作業実施時に周辺地域への配慮を行っていますか。	周辺作物や周辺住民への影響を考え、農薬散布時のドリフトや作業に伴う騒音等、周辺地域へ配慮した農業生産を行う。		<p>○農薬を使用する際、適用作物（農薬のラベルに書かれている、その農薬を使用できる作物のこと）以外に農薬を使用してはならないことが法令上義務づけられている。この取組の一環として、農薬を散布する時は、農薬の飛散による周辺作物への影響を低減するために以下の点に留意している。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の栽培種について把握する。</li> <li>・周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等について情報を提供する。</li> <li>・農薬を使う際には、病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬を散布する。</li> <li>・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯で散布する。</li> <li>・風向きを考慮したノズルの向きを決定する。</li> <li>・飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具を選択する。等</li> </ul> <p>●農薬は適正に使用されない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。住宅地に近接する農地において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないようにしなければならない。そのため、以下の点に留意する。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬散布は、ラベルや栽培暦等で決められた使用量、使用回数を守る。</li> <li>・飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルを使用する。</li> <li>・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯で散布する。</li> <li>・風向きを考慮したノズルの向きを決定する。</li> <li>・農薬を散布する場合の近隣住民等へ事前に周知する。</li> </ul>	□
	59	施設・機械等の使用において、効率的なエネルギーの利用に努めていますか。	地球の温暖化防止のため、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を減少させるなど、効率的なエネルギー利用による農業生産を行う。		<p>○例えば、作業工程毎にトラクターの速度とP.T.O.の回転数の組合せを決めている等行っている。</p> <p>(具体的な取組事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用しない場合のエンジン等の動力の停止。</li> <li>・技術情報の収集、活用</li> <li>・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所を補修する。</li> <li>・適切な温度管理を実施する。</li> <li>・不必要な照明を消灯する。</li> <li>・エネルギー効率の良い機種を選択する 等</li> </ul> <p>●数年に一度でも良いので、機械の燃費を確認するよう指導する→低コスト意識につながる。</p>	□

作業	No.	管理点 (点検項目)		適合基準		確認欄
		管理項目	対応事項	確認書類・証票等	取組例、確認、対応方法など	
	60	作業事故防止のため、作業環境の整理整頓や改善を図っていますか。	農作業者の安全確保のため、農作業事故につながる恐れのある作業環境については改善する。		<p>○整理整頓されている。</p> <p>●整理整頓がリスク認識のポイントであり、全てはここから始まることを意識し指導すること。</p> <p>具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としている。</p> <p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の表示板設置等を実施する。</li> <li>・農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等を実施する。</li> <li>・ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施</li> <li>・高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の切除等を実施する。</li> <li>・酸欠の危険のある場所における、換気の実施、危険表示等を実施する。</li> <li>・暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等を実施する。</li> <li>・寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等を実施する。</li> <li>・粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等を実施する。</li> <li>・ハチ等の昆虫、へびやくま等の危険な動物への対応法及び被害にあった場合の応急処置等について確認する。等</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	61	以下の手順によって生産工程管理を実施していますか。 ①農作業の計画を立て、点検項目を定める ②点検項目を確認し、農作業を行い、取組内容を記録・保存する ③記録内容を基に自己点検を行い、内部点検や第2者点検等の客観的な点検を行う ④点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しする	農業生産工程管理をPDCAサイクルで実施し、次の農業生産の改善につなげる。		<p>○次のことがおこなわれている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①何処が問題なのか</li> <li>②何故問題なのか</li> <li>③どうすれば良いのか——を明らかにし、</li> <li>④改善・見直しをしている</li> </ol>	<input type="checkbox"/>